

令和3年6月30日

現場作業における安全管理の徹底について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

本県の建設行政にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

建設事業者の皆様におかれましては、現場作業における安全管理について十分配慮いただいていることと存じますが、土木建築局発注の工事及び業務において、入院を伴う骨折等の労働災害や、架空線切断等の公衆災害等が連続して発生しており、中には安全管理の徹底が不十分であったと見受けられるものも存在します。

については、労働災害や公衆災害を未然に防止するため、再度、工事や業務に従事する全ての職員等に対して事故防止の啓発を行うとともに、安全パトロール等を実施するなど、安全管理の徹底に努めていただくようお願いいたします。